

平成30年2月20日

各 位

会 社 名 シークス株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 桔梗 芳人  
 (コード番号 7613:東証第一部)  
 問合せ先 執行役員総務部長兼秘書室長 丸山 徹  
 (TEL 06-6266-6413)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年2月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成30年3月29日開催予定の第26期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第 19 条(任期)につき所要の変更を行うものであります。平成 29 年3月 30 日開催の第 25 期定時株主総会において選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にするために附則を設けるものであります。
- (2) 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等について、株主総会の決議によるほか取締役会の決議により行うことができるよう、変更案第 29 条(剰余金の配当等の決定機関)および第 30 条(剰余金の配当の基準日)を新設するものであります。また、これにともない新設条文の一部と内容が重複する現行定款第 29 条(剰余金の配当)、第 30 条(自己株式の取得)を削るとともに、現行定款第 31 条(配当金等の除斥期間)について所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第4章取締役及び取締役会	第4章取締役及び取締役会
(任期)	(任期)
第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠または増員として選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。	第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠または増員として選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。
	<u>附 則</u> 第19条の規定にかかわらず、平成29年3月30日開催の第25期定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成31年開催の定時株主総会の終結の時までとする。 なお、本附則は、当該期日経過後、これを削除する。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第7章計算</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第29条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u> <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年6月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第30条 <u>取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第31条 <u>期末配当金または中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7章計算 (削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第29条 <u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u> <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第30条 <u>配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u> <u>中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u> <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第31条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成30年3月29日
定款変更の効力発生日	平成30年3月30日

以 上